

(8) 掲示

- 第36条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込書のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。
- 2 指定居宅介護事業者は、前項の規定により掲示しなければならない事項を記載した書面を当該指定居宅介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

主な指摘事例

- 事業所の見やすい場所に重要事項の掲示がされていない。
- ※ 備え付けて関係者に自由に閲覧させることで掲示に代えることができることに留意。

(9) 秘密保持について

- 第37条 指定居宅介護事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 2 指定居宅介護事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。
- 3 指定居宅介護事業者は、他の指定居宅介護事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供しようとするときは、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ておかなければならない。

主な指摘事例

- 利用者又はその家族の情報を提供することに関して、予め文書による同意を得ていない。

《参考》

- ※ 指定居宅介護事業者は、当該指定居宅介護事業所の従業者及び管理者であった者が、従業者等でなくなった後においても、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持すべき旨を、従業者等との雇用時等に取り決め、例えば違約金についての定めを置くなどの措置を講ずる必要がある。

(10) 事故発生時の対応

- 第41条 指定居宅介護事業者は、利用者に対する指定居宅介護の提供に関し事故が発生した場合は、道、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 2 指定居宅介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しなければならない。
- 3 指定居宅介護事業者は、利用者に対する指定居宅介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。
- 【解釈通知（平18障発第1206001号第三の3の(27)）】
- ③ 指定居宅介護事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じること。

主な指摘事例

- 事故報告が必要な事故について、事故等発生状況報告書が道に提出されていない

《参考》

- 事故報告の範囲等
次の事故等が発生した場合、「事故等発生状況報告書」により、総合振興局及び振興局の担当課に報告すること。
なお、サービス提供中の事故については、送迎・通院等の間を含み、事業者の過失の有無を問わないこと。
- (1) 重大な事故等は、直ちに報告し、7日以内に「事故等発生状況報告書」を提出すること。

- ア 入所者等の死亡事故
- イ 役・職員の不法行為（預かり金着服・横領等）
- ウ 入所者等に対する虐待（不適切な処遇（疑）を含む）
- エ 入所者等の不法行為
- オ 入所者等の失踪・行方不明（捜索願を出したもの）
- カ 火災（消防機関に出動を要請したもの）
- キ その他ア～カ以外の事項で、テレビ・新聞等で報道された事案（報道される可能性のある事案を含む）

(2) 上記(1)以外の事故は、事故発生後（又は事故発覚後）30日以内に「事故等発生状況報告書」を提出すること。

- ア 入所者等の骨折、打撲、裂傷等で、医療機関への入院・通院を要したものの
 - イ 入所者等の誤飲、誤食、誤嚥及び誤薬
 - ウ 無断外出（見つかった場合）
 - エ その他報告が必要と認められるもの（交通事故等）
- 注） ・ 入所者等が病気により死亡した場合であっても、死因等に疑義が生じる可能性のあるときは報告すること。
 ・ 在宅の通所・短期入所サービス及び施設サービスにおいては、利用者が施設等にいる間に限る。

(11) 人員基準

ア 居宅介護（重度訪問介護・同行援護・行動援護も同様）

- 主な指摘事例
- 従業者が常勤換算方法で2.5人以上確保されていない

《参考》

- ※ 従業者の員数：常勤換算方法（注）で2.5人以上とする。
- ※ サービス提供責任者：常勤の従業者であって専ら指定居宅介護の職務に従事するもののうち事業所の規模に応じて1人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。ただし、当該員数については、事業の規模に応じて常勤換算によることができる。

（注）常勤換算： 職員の勤務延べ時間数を、その事業所の常勤の従業者が勤務すべき時間数で（1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）割って計算 → つまり、常勤になおすと何人分になるのか。

【計算例】 非常勤従業者のAさん『月の勤務時間：80時間』
 この事業所の常勤従業者の月の勤務延時間数：160時間
 $80時間 \div 160時間 = 0.5人$
 （Aさんを常勤に換算すると0.5人になる。）

イ 生活介護

- 主な指摘事例
- 嘱託医の配置を医療機関との協力医療機関の契約又は協定をもって嘱託医を配置したものと解釈しており、嘱託医契約を締結するなど適切な嘱託医の配置が行われていない。
 - 医師を配置していない取扱いとしているにも関わらず、本体報酬の減算を行っていない。

《参考》

- ※ 医師： 日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数（嘱託医を確保することをもってこれを満たすものとして扱うことでもよい。）
 なお、看護師等による利用者の健康状態の把握や健康相談等が実施され、必要に応じて医療機関への通院等により対応することが可能な場合に限り、医師を配置しない取扱い可（この場合、本体報酬より12単位減算）。
- ※ 生活支援員： 生活介護の単位ごとに、1人以上（うち1人以上は常勤であること。）
- ※ 看護職員： 生活介護の単位ごとに1人以上
- ※ 理学療法士又は作業療法士
 利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、

生活介護の単位ごとに、訓練に必要な数。

(理学療法士及び作業療法士を確保することが困難な場合には、これらに代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う看護師等を機能訓練指導員として配置しても可。)

(注1) 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、①から③までに掲げる『平均障害支援区分』に応じてそれぞれ①から③までに掲げる数を確保すること。

- | | |
|-------------------|----------------|
| ① 平均障害支援区分が4未満 | 利用者の数を6で除した数以上 |
| ② 平均障害支援区分が4以上5未満 | 利用者の数を5で除した数以上 |
| ③ 平均障害支援区分が5以上 | 利用者の数を3で除した数以上 |

(注2) 『平均障害支援区分』の算定

(区分2に該当する前年度の延べ利用者数×2+区分3に該当する前年度の延べ利用者数×3+区分4に該当する前年度の延べ利用者数×4+区分5に該当する前年度の延べ利用者数×5+区分6に該当する前年度の延べ利用者数×6)÷総延べ利用者数(算出結果は、小数点第2位を四捨五入する。)

(注3) 旧法指定施設が新体系に移行する場合の平均障害支援区分の算定については新体系の移行を申請した日の前日から直近1月の平均障害支援区分等によって求める。申請段階における平均障害支援区分については、移行後3月間の実績により、見直すことができる。

(注4) 利用者の数

利用者数は、前年度の平均値とする。ただし、新設や増改築の場合は、推定数による。推定数は利用定員の90%で算出(6月未満の間は定員の90%、6月以上1年未満の間は直近6月の利用者延数を開所日数で割る。)

ウ 就労系事業所、共同生活援助

主な指摘事例

- 複数事業所を併設している事業所において、一つの事業所で常勤として配置すべき生活支援員等の従業者が、実際は併設されているもう一つの事業所で勤務している時間帯があり、常勤要件を満たしていない。また、事業所間での従業者の利用者に対する支援状況が混在している。

※ 管理者やサービス管理責任者など同時並行的に職務を行うことができる職種以外であっても併設事業所での勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間に達していれば当該事業所の常勤だと誤った認識をしている事例が散見される。

エ 多機能型事業所(指定障害福祉サービス)

① 常勤での配置が求められている職種の従業者の取扱いについて

主な指摘事例

- 多機能型事業所内において、常勤での配置が求められている職種であるにも関わらず、他の職種との勤務時間を合算して常勤要件を満たしていれば、人員基準を満たしているものと解釈していた。

《参考》

※ 多機能型事業所においては、各サービス事業所ごとに配置の従業者間では、兼務不可であり、各サービスごとに常勤の従業者の配置が求められている職種については、常勤・専従となるよう必要な従業者の確保が求められている(管理者及びサービス管理責任者を除く)。

(特例)

利用定員の合計数が20人未満である多機能型事業所において、当該多機能型事業所に置くべき常勤従業者の員数は、各指定障害福祉サービス事業所ごとに置くべき常勤の員数に関わらず、1人以上とする。

<障害児通所支援の場合>

「多機能型事業所によって行われる指定児童発達支援と指定放課後等デイサービスの場合、指定児童発達支援の指導員と指定放課後等デイサービスの指導員とを兼務している者は、これらの勤務時間の合計が所定の時間に達していれば、常勤要件を満たすこととなる。」(解釈通知) ※指定障害福祉サービスとは解釈が異なることに留意すること。

② サービス管理責任者の配置について

主な指摘事例

- 生活介護サービスと就労継続支援B型サービスを実施している多機能型事業所に配置が求められているサービス管理責任者については、サービス管理責任者研修の第1分野（介護）及び第4分野（就労）の両分野の研修を修了していなければならないにもかかわらず、第4分野（就労）の研修を修了していない従業者を配置していた。

《参考》

- ・多機能型事業所に置くべきサービス管理責任者は、当該多機能型事業所において提供されるサービス全ての分野のサービス管理責任者の要件を満たしていなければならないとされている。

※ サービス管理責任者の要件

次の①～③いずれの要件も満たしていること。

- ① 実務経験者であること
- ② 相談支援従事者初任者研修（講義部分）修了者等であること
- ③ サービス区分に応じた分野（注）のサービス管理責任者研修の修了者であること。

（注）サービス区分に応じた研修分野

- ・療養介護・生活介護
～ 介護に関する分野
- ・自立訓練（機能訓練）
～ 身体障害者の地域生活に関する分野
- ・自立訓練（生活訓練）、共同生活援助
～ 身体障害、知的障害又は精神障害者の地域生活に関する分野
- ・就労移行支援・就労継続支援A型・就労継続支援B型
～ 就労に関する分野